

松戸市障害福祉計画

第3期計画

(平成24～26年度)

平成24年3月

松戸市

松戸市障害福祉計画（第3期計画）

目 次

I 障害福祉計画の概要	2
1 第3期計画策定の趣旨(背景)	2～3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の理念と目的	4
4 計画の期間	4
II 第2期計画における現状と課題	5
○ 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業	5
○ 障害福祉サービス別 利用者の割合	6
○ 障害福祉サービスの実績・地域生活支援事業の実績	7～9
1 障害福祉サービスの現状と課題	10～15
2 地域生活支援事業の現状と課題	15～16
III 障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成26年度の目標値	17
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	17
2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行	18
3 福祉施設から一般就労への移行	19
IV 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保	20
1 障害福祉サービス・相談支援の見込量及びその確保の方策	20～31
2 地域生活支援事業の見込量及びその確保の方策	32～41
V 計画の推進に向けて	41
1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実	41
2 計画達成状況の点検及び評価	42

障害福祉計画（第3期）

I 障害福祉計画の概要

1 第3期計画策定の趣旨（背景）

松戸市では、障害のある人もない人も支えあい、共に生きる地域社会の実現を目指し、平成10年に「松戸市障害者計画」を策定し、「～いきいきと安心して暮らせる社会を目指して～」を基本理念とし、松戸市の関連計画との整合性を図りつつ、国・県の施策と連携し、諸施策を展開してきました。

平成18年4月、従来、障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とする障害者自立支援法が施行されました。

こうした障害福祉を取り巻く施策や環境の変化に対応するため、「松戸市障害者計画」の見直しを行い、平成19年3月に「松戸市障害者計画」を改訂しました。

また、障害者計画の見直しと併せ、障害者自立支援法に基づく法定の計画である第1期障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）、第2期障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）を策定し、障害福祉サービス等に係る数値目標やサービス見込量を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めています。

第2期計画が本年度をもって終了することから、第1期計画及び第2期計画の実績や障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度末の数値目標を設定し、引き続き、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備することを目的として、第3期障害福祉計画を策定するものです。

障害者自立支援法

～障害のある人の自立を支えるためのポイント～

- 1 障害のある人が利用する福祉サービスを一元化
障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害のある人が必要とするサービスを共通の制度で提供する。
- 2 障害のある人がもっと「働ける社会」に
働く意欲のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉施策の充実を図り支援する。
- 3 限られた地域の社会資源の活用
市町村が地域の実情に応じて障害福祉に取組み、障害のある人が身近なところで一元的にサービス等が利用できるよう支援する。
- 4 支給決定の透明化、明確化
サービス支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。
- 5 増大する福祉サービス費用等に係る財源の確保
利用者が負担能力に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させていく。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づき、国の定める「基本指針」に即し、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。

本計画は、松戸市障害者計画の基本理念を踏まえ、併せて基本施策との整合性・連携が図られたものとしてします。

3 計画の理念と目的

松戸市障害者計画に掲げる基本理念「～いきいきと安心して暮らせる社会を目指して～」を計画の理念とします。

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労、地域での自立した生活を希望する人に必要な支援を地域全体で支えられるよう、それぞれの数値目標を設定し、併せて必要な障害福祉サービス等の見込み量を示し、支援・整備の進捗状況や様々な課題を把握しつつ、支援体制の整備を図ることを目的とします。

4 計画の期間

この障害福祉計画は、数値目標を設定した平成26年度末に向け、第1期計画と第2期計画の実績及び本市の実情を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とします。

■計画期間

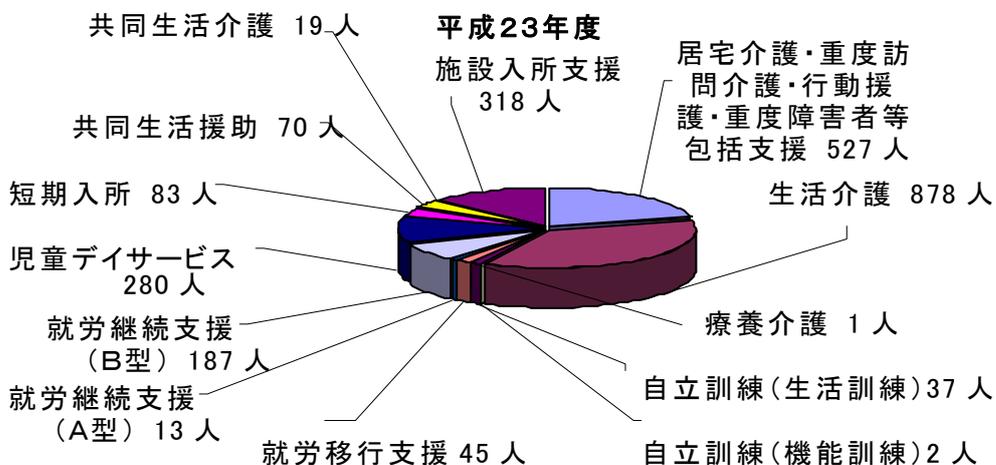
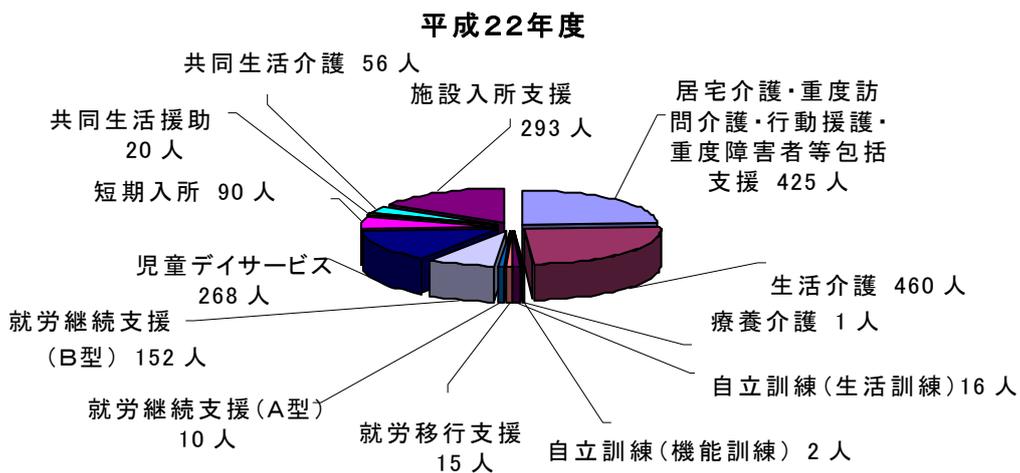
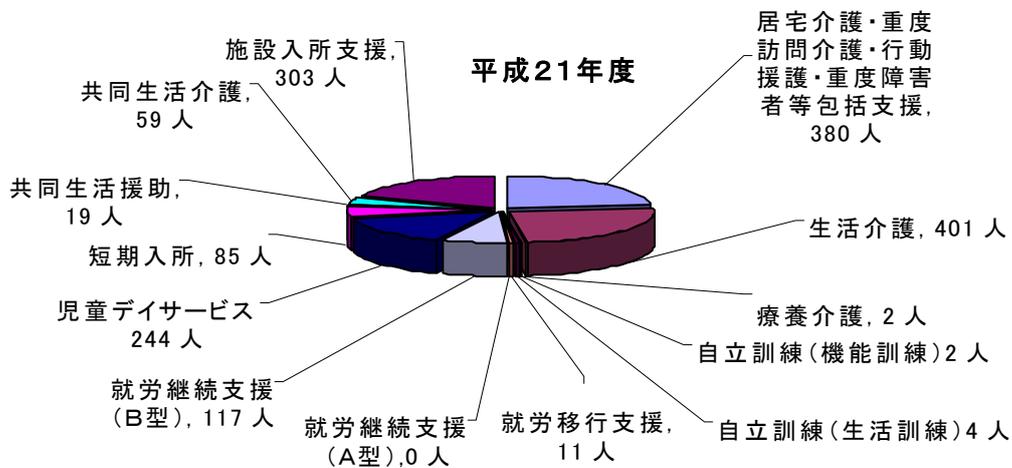
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
障害福祉計画									
【第1期計画】	→								
【第2期計画】				→					
【第3期計画】							→		

Ⅱ 第2期計画における現状と課題

○ 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業

サービスの種類		サービス（事業）名
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護 ・ 重度障害者等包括支援
	日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 療養介護 ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型（雇成型）、B型（非雇成型） ・ 児童デイサービス ・ 短期入所
	居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 共同生活介護（ケアホーム） ・ 施設入所支援
	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援（個別計画作成）
地 域 生 活 支 援 事 業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業 ・ コミュニケーション支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター事業
	その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉ホーム ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 更生訓練費給付事業 ・ 知的障害者職親委託制度 ・ 日中一時支援事業 ・ 生活サポート事業 ・ 自動車運転免許取得改造助成事業 ・ 奉仕員養成研修事業（手話通訳・要約筆記）

○ 障害福祉サービス別 利用者の割合



○ 障害福祉サービスの実績

年 度 サービス名		21 年度		22 年度		23 年度		単 位
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
訪問系サービス	居宅介護	7,307	7,564	8,345	8,196	9,675	10,856	時間/月
	重度訪問介護							
	行動援護							実人/月
	同行援護	486	380	539	425	600	527	
	重度障害者等 包括支援							
日中活動系サービス	生活介護	8,954	8,066	9,504	7,965	11,572	15,228	(上段) 延人日 /月 (下段) 実人/月
		407	401	432	460	526	878	
	療養介護	124	62	155	28	186	30	
		4	2	5	1	6	1	
	自立訓練	15	40	30	25	45	38	
	(機能訓練)	1	2	2	2	3	2	
	自立訓練	90	85	225	259	330	574	
	(生活訓練)	6	4	15	16	22	37	
	就労移行支援	220	212	330	230	440	675	
		10	11	15	15	20	45	
	就労継続支援	0	0	44	154	110	208	
	(A型)	0	0	2	10	5	13	
	就労継続支援	2,706	2,348	3,608	2,636	3,828	3,283	
	(B型)	123	117	164	152	174	187	
	児童 デイサービス	1,458	1,625	1,566	1,811	1,686	2,145	
	243	244	261	268	281	280		
短期入所	891	830	957	851	1034	689		
	81	85	87	90	94	83		

居住系サービス	共同生活援助	(58)	19	(66)	20	(74)	19	実人数 ／月
	共同生活介護		59		56		70	
	施設入所支援	119	303	144	293	233	318	

○ 地域生活支援事業（必須事業）の実績

年度 事業名	21年度		22年度		23年度		単位
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	年間
成年後見制度利用支援	2人	11人	3人	18人	4人	20人	
障害者生活支援	30人	42人	33人	50人	36人	54人	
コミュニケーション支援	800	746	830	835	850	770	回数／月
日常生活用具給付							年間
介護訓練支援	35	31	40	24	45	37	
自立生活支援	135	86	145	82	155	105	
在宅療養等支援	50	80	55	60	60	54	
情報・意思疎通支援	90	58	95	81	100	90	
排泄管理支援	6,300	7,435	6,400	6,530	6,500	9,135	
居宅生活動作補助	6	4	8	2	10	5	
移動支援	2,760	2,661	2,895	2,837	3,030	2,181	時間／月
	184	185	193	205	202	174	実人／月
地域活動支援	1	1	2	1	2	1	箇所
センター（Ⅱ型）	133	337	161	448	177	331	実人／月
地域活動支援	12	14	16	19	20	22	箇所
センター（Ⅲ型）	185	224	233	189	281	331	実人／月

○ 地域生活支援事業（その他事業）の実績

年度 事業名	21年度		22年度		23年度		単位
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
福祉ホーム	1	1	1	1	1	1	箇所
	2	1	5	1	8	1	実人／月
訪問入浴サービス	168	160	180	193	210	180	回／月
	28	30	30	23	35	33	実人
更生訓練給付	6	4	8	6	10	5	人数
知的障害者職親委託	5	5	5	5	5	4	人数
日中一時支援	2,100	2,253	2,240	3,192	2,520	3,672	時間／月
	70	66	80	80	90	76	実人／月
生活サポート	36	0	36	0	36	0	時間／月
	2	0	2	0	2	0	実人／月
奉仕員養成（手話）	30	31	20	26	30	31	実人
〃（要約筆記）	20	13	20	13	20	12	
運転免許取得助成	10	7	10	6	10	5	実人
自動車改造助成	7	10	8	9	9	6	実人

※実績については、平成21年度は年度末、平成22・23年度は10月末時点での実績値です。

※ 地域生活支援事業23年度実績のうち、単位が「年間」の部分は年度の実績見込値です。

1 障害福祉サービスの現状と課題

(1) 訪問系サービス

地域における在宅支援の要であります居宅介護サービスについては、3障害それぞれに利用者・利用量ともに増加傾向にあります。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の十分な支援体制を必要とするサービスについては、サービスの供給体制や利用環境が整っていない状況にあります。

〔具体的な現状〕

利用者の状況

- 居宅介護においては、精神障害のある人のサービス利用が増加しています。利用内容としては、身体・知的障害のある人は、身体介護サービスの利用が多く、一方、精神障害のある人は、家事援助サービスの利用が多い状況にあります。
- サービス利用の傾向としては、効果的にサービスを利用している方もいますが、未だ、家族介護の補足的利用であり、障害のある人の生活支援の多くの部分を家族が担っている状況が伺えます。
- 利用者が介護保険の対象になったときには、スムーズに制度移行を行いますが、介護保険に無いサービスについては、継続して障害福祉サービスを利用しています。

事業者の状況

- 事業者は、数的には供給体制が確保されつつありますが、介護保険サービス事業者との併用事業者が多いのが現状です。一方、障害のある人への居宅介護サービスでは、特に知的障害者（児）の自立、サポートを担えるヘルパー人材が不足しており、ヘルパーのスキル・経験・知識などに格差がみられ、障害の状況によっ

てはサービス提供が難しい事業者もあります。

- 3障害の特性に対応したホームヘルパーの人材確保や育成に努めていますが、労働条件等により、良い人材が長続きできない状況にもあります。
- 行動障害のある知的・精神に障害のある人や児童に対しては、居宅介護サービスの身体介護及び移動支援（身体介護を伴う）によりヘルパー2人体制で支援している状況です。

〔主な課題〕

- 3障害の特性や状況に対応できる質の高い安定したサービス提供ができる人材の確保及びその育成
- 重度障害のある人に対するサービス提供体制の整備

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害のある人の日中活動の場として、障害の程度や利用者のライフスタイル、生活上の課題等により介護、訓練、就労などの利用目的に沿った支援内容を選択できるサービスです。また、サービスの供給体制は、旧法の通所・入所施設や福祉作業所等からの事業移行や新たな事業者の参入によって構築されていきます。

〔具体的な現状〕

- 生活介護事業は、日中活動として施設が選択するもっとも移行率の高い介護給付サービスです。
市内の施設では、身体障害者施設、知的障害者施設とも移行は完了しています。
- 児童デイサービス事業は、平成 24 年度から児童福祉法に移行

し、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業に再編されますが、年々利用増加傾向にあります。特に、夏・冬の長期休暇中におけるレスパイト的利用の希望が集中しています。

- 「同行援護」は、視覚障害者に対する外出支援のサービスで、障害者自立支援法の改正により平成23年10月から創設されたものです。
- 短期入所事業は、介護者等の疾病や、緊急支援その他の理由で短期間の施設入所を必要とする人への支援事業ですが、現状は入所施設利用待機者の代替的な利用やロングステイ化等が進んでおり、本来の利用がしにくい状況にあります。また、利用できる施設が少ないことも、理由の一つと思われます。
- 一般就労への支援には、サービス利用後の雇用確保や定着支援、福祉的就労支援の就労継続支援事業との連携など、一連の支援体制の整備を目的に就労移行支援事業が導入されており、市内では1か所の事業所が事業を展開しております。
- 多機能型事業所として生活介護、就労継続支援（B型）を併用した新たな事業所が市内に開設されるなど、サービスの提供体制が徐々に整備されつつあります。

〔施設の新体系への移行状況〕

- 地域にある施設等が新たなサービス体系に順次移行しながら日中活動の支援体制を整備しつつあります。
市内施設の移行状況としては、身体障害者施設、知的障害者施設とも新体系への移行は完了しています。

〔主な課題〕

- 事業者の安定経営と利用者へのより良質なサービス提供基盤

の確保

- 福祉的就労及び一般就労支援など、一連の就労支援体制の整備
- 特別支援学校の卒業生の増加に伴い、その進路先である生活介護事業所などの日中活動の場の整備
- 児童福祉法への移行後においても、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業の供給体制を整備

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、施設入所者や退院可能な精神障害のある人、さらには家族から自立し、地域での生活を希望する人など、地域生活への移行の受け皿として需要が高まっています。

障害のある人の地域生活への移行は「住まいの場」の確保だけにとどまらず、就労支援や地域生活支援、日中活動などの日々の生活を視野に入れた支援体制が伴う現状があります。

〔具体的な現状〕

- 市内の共同生活援助事業（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の設置状況については、グループホームが7か所、ケアホームが6か所、グループホームとケアホームの一体型施設が6か所となっており、徐々に地域に受け入れられながら供給体制が整備されつつありますが、身体障害者を受け入れることのできる施設がグループホーム1か所しかない状況にあります。
- 共同生活援助、共同生活介護事業者に対しては、運営費助成や開設支援、利用者に対しては、生活ホーム利用者を含め家賃補助等の支援が実施されています。

〔主な課題〕

- 日中活動や就労の場の確保、住まいや生活を支える地域支援の確保、受け入れる地域の理解など一連の支援体制の整備

(4) 相談支援

障害のある人が地域で安心して自立生活を送るためには、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題をきめ細かく把握し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけるなどの相談支援がキーポイントとなります。

〔具体的な現状〕

- サービス利用計画作成などの利用者が非常に少ない状況にあります。
- 指定相談支援事業者として6ヶ所の事業所が設置されています。
- 事業者に所属する相談支援専門員が、他の業務を兼任している形態が多く、1ヶ所を除いて相談支援専門員の本来の業務体制が確保されていない状況にあります。
- 相談支援業務として、初回のアセスメント、サービス利用計画作成、月に1回の訪問によるモニタリング、サービス事業者への連絡調整、サービス担当者会議の開催、毎月の利用者負担上限額の管理等の相談支援を実施しなければなりません。利用者も少なく業務体制の維持が困難な状況にあります。

〔主な課題〕

- 専任の相談員の配置や報酬など適切な事業運営による相談支援体制の確保

- ケアマネジメントの手法の活用などによる相談支援専門員の育成
- 平成24年4月1日の障害者自立支援法改正でサービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえた相談支援の提供体制の量的拡大

2 地域生活支援事業の現状と課題

地域生活支援事業は、市町村・都道府県が実施主体となり、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の能力・適正等に応じて、日常生活に欠かせない「必須事業」と市の独自事業としての「その他事業」を組み合わせ、サービスを提供しています。

相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として地域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークづくりを密にしながら相談支援等の体制づくりに取り組んでいます。

〔具体的な現状〕

相談支援事業

- 障害者相談支援事業では、健康福祉会館3階に、それぞれの障害に対応できる専門相談員を配置した「ふれあい相談室（ほほえみ、おおぞら）」を設置し、様々な相談の支援を実施しています。
- 成年後見制度利用支援事業では、NPO法人等と連携し、制度の普及啓発を図っています。実利用者数も増加傾向にあります。
- 居住サポート事業を平成20年度から開始し、退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行に向けて居住の確保、生活の支援を行っています。

コミュニケーション支援事業

- 市に手話通訳者を設置し、手話通訳を必要とする来庁者に対し、コミュニケーションの支援を行うとともに、従来の手話通訳者派遣事業に平成 20 年度から要約筆記奉仕員を加え、事業を拡大し実施しています。

移動支援事業

- サービス利用の基準を設け、利用者・事業者ともにサービスを利用しやすいよう、制度利用の充実に努めています。なお、平成 23 年度の実績が前年度に比べ減少していますが、これは同年 10 月に「同行援護」が創設されたため、同行援護の対象者（視覚障害者）の実績値が「移動支援」から「同行援護」に移行しているためです。

地域活動支援センター

- 健康福祉会館の「障害者福祉センター」は、地域活動支援センターⅡ型として、地域の障害のある人の日中の活動の場を提供しています。
また、市内の小規模作業所等は、地域活動支援センターⅢ型に移行しています。

〔主な課題〕

- 相談支援事業における相談員のケアマネジメント手法の強化と相談支援事業者及び関係機関とのネットワークの構築
- 地域自立支援協議会の機能強化
- 移動支援事業における人材確保と育成支援
- 地域活動支援センターの運営基盤（活動内容、支援員の配置など）の整備
- 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置

Ⅲ 障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成 26 年度の目標値

国の「基本指針」に基づき、地域生活や一般就労への移行を推進するにあたり、以下の事項について数値目標を設定します。

なお、その達成に向けては、障害のある人の自立支援の観点から、新たな課題に対応したサービス供給体制を整えるとともに、その生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 26 年度末までに、第 1 期計画時点の施設入所者数の 1 割以上が地域生活に移行することを目指し目標値を設定します。

地域生活への移行にあたっては、施設等と連携し自立訓練事業等を利用するとともに、地域生活での居住の場としてのグループホーム、ケアホーム、一般住宅等の確保が必要となります。また、日中活動等の場も併せて確保しつつ、地域住民の理解や協力を得ながら地域生活への移行に向けた一連の支援体制整備を図ります。

項目	数値	備考
第 1 期計画作成時点の施設入所者	297 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
H26 年度までに施設からグループホーム等に移行する人の数	30 人	【目標値】 地域生活移行者数

2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

平成 27 年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な入院患者」が退院することを目指し、平成 26 年度末までの退院可能患者数の減少目標値を設定します。

医療的には退院が可能でありながら、就労や居住の場、所得や支援が受けられない、また、家族等の理解が得られないなどの社会的な要因や医療機関の退院促進に向けた体制の遅れなどから退院できない精神障害のある人をできる限り退院促進する観点から、1 年未満の入院者の目標退院数 387 人（下記ア）及び5年以上かつ65歳以上の目標退院者数 12 人（下記イ）に着眼し、これを合算して今後の目標値を 399 人としました。

ア 1 年未満の入院者の目標退院数 387 人

松戸市の在院患者数 583 人（平成 23 年 6 月現在）に、厚生労働省直近調査（平成 20 年 6 月）による 1 年未満入院者数退院割合 87.4% を乗じた数値に、目標値とされる全国平均退院率（76%）を乗じたものです。

イ 5 年以上かつ 65 歳以上の目標退院者数 12 人

松戸市の在院患者数 583 人に、千葉県における 5 年以上かつ 65 歳以上の退院割合 1.7% を乗じた数値の 20% 増を目標値としました。

項 目	数 値	備 考
第 1 期計画作成時点の退院可能な精神障害のある人の数	163 人	第 1 期計画作成時点の推計値
平成 26 年度までに減少を目指す目標人数	399 人	【目標値】

3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人の数値目標を、第1期計画作成時点における一般就労への移行実績の4倍以上とすることを目指し目標値を設定します。

本市では、行政、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業等が連携し、福祉施設や在宅者、離職者の再チャレンジ、特別支援学校卒業生の就労支援及び就労に関する情報の提供など障害者雇用全体についての取り組みをしています。

今後も、教育・福祉やハローワークなどの関係機関や就労移行支援事業者・就労継続支援事業者・企業等とのネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援が行えるよう、体制整備を図ります。

項 目	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数	2人	第1期計画作成時点において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
H26年度の年間一般就労移行者数	20人	第1期計画作成時点での4倍以上を目標

IV 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保

1 障害福祉サービス・相談支援の見込量及びその確保の方策

障害福祉サービス・相談支援の見込量は、平成23年10月時点のサービス量をベースに、サービスの利用状況や実績、既存利用者及び新規利用者のニーズ、サービス事業者等の動向や新体系サービスへの移行状況等を踏まえ推計しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護（ホームヘルプ）サービスをベースに、地域における障害のある人の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進する個別支援サービスです。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには不可欠な支援サービスであり、障害のある一人ひとりのニーズに応じた質の高いサービスとその量の確保が求められます。

そのため、3障害の特性に適切な対応ができる質の高いサービスを安定的に提供できるよう、ホームヘルパー等の人材育成やマンパワー確保に努め、サービス提供体制の整備を図ります。

サービス事業名	サービス内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事や家事の援助・介助を行います。
重度訪問介護	居宅において重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

同行援護	移動支援（外出時の介護を含む）及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
居宅介護／重度訪問介護／行動援護／同行援護	10,856	11,290	11,742	12,211	時間／月
／重度障害者等包括支援	527	547	570	593	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 居宅介護サービスの提供に必要な専門的資質の向上と人材確保等に係る体制整備を図るため、県主催のヘルパー養成・スキルアップ研修や地域自立支援協議会によるヘルパー支援セミナー等への参加を促し、安定した質の高いサービス提供の確保に努めます。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援事業については、今後の国・県の事業運営対策の動向を見据えながら、適切なサービス運用ができるよう利用実態に即した体制整備を検討していきます。
- 引き続き、障害福祉サービス等の制度利用に向けた周知に努め、制度利用を促進します。
- 地域自立支援協議会によるネットワークを活用し、各関係機関と連携を深め、ケアマネジメント機能の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、地域での自立した生活を送るため、通所等により必要な介護や訓練など、日中での生活支援を提供するサービスです。

障害のある人の自立目的に沿った様々なニーズに対応したサービス提供が求められます。

障害のある人の一般就労につながる就労移行支援や就労継続支援A型（雇成型）などのサービスについては、一連の就労支援システムの構築に配慮しつつ、関係機関との連携を図りながらサービス事業者の供給体制の整備に努めます。

サービス事業名	サービス内容
生活介護	常に介護等の支援が必要な人に、昼間、施設等で食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供を行います。
療養介護	病院等において医学的管理の下、常時の介護を必要とする人に、食事や入浴、排せつ等の介護や相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援などの必要な介護や訓練を行います。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持向上等のため、理学療法・作業療法によるリハビリテーションやコミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等支援など、一定期間、事業所への通所、利用者の自宅訪問等を組み合わせて必要な訓練を行います。

就労移行支援	一般就労を希望し、就労するための知識・能力の向上や企業等とのマッチング（実習や職場探しなど）を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる 65 歳未満の人を、サービス期間（標準的な利用期間 24 ヶ月）を限定して必要な訓練や指導を行うサービスです。
就労継続支援 A 型 （雇成型）	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある人に、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行うサービスです。
就労継続支援 B 型 （非雇成型）	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人に、雇用契約を締結しない就労や生活活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図るなどを行うサービスです。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指標、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。
放課後等デイサービス	放課後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うサービスです。
短期入所	居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。

ア 生活介護

身体機能の状況から、在宅生活をするのが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活がしたい人、病院を退院したが介護等の支援が必要なため、直接地域生活へ移行することには不安がある人、訓練施設を利用していたが、障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった人が日中活動の場として主に利用します。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
生活介護	15,228	15,837	16,471	17,129	延人日／月
	878	913	950	988	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 今後も就労継続支援B型とともに日中活動を支える中心的な事業となります。また、特別支援学校等の卒業後の進路として必須な事業のため、卒業生の進路希望を把握しながら供給体制の整備に努めます。

イ 療養介護

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、筋ジストロフィー患者又はその他重症心身障害の人が主に利用します。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
療養介護	30	300	360	420	延人日／月
	1	10	12	14	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 既存の施設と連携を深めるとともに、専門の医療体制を備えた利用施設の把握に努めます。

ウ 自立訓練（機能訓練／生活訓練）

機能訓練は、病院で一通りのリハビリテーションを行ったが、地域において実生活を送る上では、家事等にまだ不安がある人、施設を退所し、地域生活へ移行するため、日常生活上の実践的なトレーニングを受けたい人、特別支援学校を卒業し就労したいと考えているが、障害の状態から作業がこなせるかどうか不安な人などが主に利用します。

生活訓練は、入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持向上などの支援が必要な人、特別支援学校を卒業し継続した通院により症状が安定し地域生活を営む上で、生活能力の維持向上などの支援が必要な人などが主に利用します。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
機能訓練	38	40	41	43	延人日／月
	2	2	2	2	実人／月
生活訓練	574	597	621	646	延人日／月
	37	38	40	42	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 利用者の地域生活の移行目的の実現に向け、特別支援学校や施設等と連携し、サービス提供体制の整備を図ります。

工 就労移行支援

特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているためこれらを身に付けたい人、就労していたが、体力面や職場の適性などの理由で離職したが再度訓練を受けて適性にあった職場で働きたい人、施設を退所し就労したいが必要な体力や職業能力等が不足しているためこれらを身に付けたい人などが主に利用します。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
就労移行支援	675	702	730	759	延人日／月
	45	47	49	51	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 市内の就労支援体制の整備上、一般就労につながる就労移行支援事業の確保は不可欠であるため、サービス事業者確保に向けた対策に努めます。
- サービス利用後の雇用確保について、事業者や関係機関と連携し、支援体制を整備していきます。

才 就労継続支援（A型・B型）

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人、盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人、企業等を離職した人など就労経験があり、現に雇用関係がない人などが主に就労継続支援A型を利用します。

企業等や就労継続支援事業A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用困難な人、就労移行支援事業を利用したが企業等又は就

労継続事業A型の雇用に結びつかない人、又このような要件に該当しない50歳に達している人または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業A型の利用が困難とされた人などが主に就労継続支援B型を利用します。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
就労継続支援A型	208	216	225	234	延人日/月
〔雇成型〕	13	14	14	15	実人/月
就労継続支援B型	3,283	3,414	3,551	3,693	延人日/月
〔非雇成型〕	187	194	202	210	実人/月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

○ サービス事業者確保に向けた対策と適切な供給量の確保に努めます。

カ 児童デイサービス（児童福祉法へ移行）

療育の観点から個別教育、集団教育を行う必要が認められる障害のある18歳未満の児童が主に利用します。

サービス名	区分	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
児童発達支援	センター	1	1	1	箇所
		80	80	80	実人/月
	事業所	2	3	4	箇所
		76	84	93	実人/月
放課後等デイサービス	事業所	13	14	15	箇所
		243	270	300	実人/月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 国の具体的施策の動向を見極めつつ、サービス供給体制の整備を図ります。

キ 短期入所

居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人が主に利用します。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
短期入所	689	717	745	775	延人日／月
	83	86	90	93	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 短期入所の事業目的に沿って必要なときに利用が出来るよう、県及び障害者支援施設と連携を図りながら、利用供給の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、障害のある人に「住まいの場」を提供するサービスです。施設入所者や退院可能な精神障害の入院患者、自立した地域生活を希望する人等の地域生活への移行に向けて、地域における「住まいの場」の確保が急がれます。また、障害のある人の地域におけるその確保には地域住民の理解と協力が大きな支援となります。

そのため、生活ホーム等を運営する事業者が共同生活援助や共同生活介護への移行を希望する場合には、円滑な移行ができるよう支援をしていきます。

公営住宅や一般住宅など、様々なニーズに対応した「住まいの場」の確保に努めます。

地域に向けた障害福祉施策の情報の提供に努め、障害についての理解促進を図ります。

サービス事業名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労をしている又は就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動に係わる事業所等の関係機関との連絡調整などの支援を実施するサービスです。
共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人に、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整などの必要な介護・支援等を実施するサービスです。
施設入所支援	夜間において入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の相談支援等を障害者支援施設で提供するサービスです。

サービス名	23年度 (実績)	見込量			単 位
		24年度	25年度	26年度	
共同生活援助	19	20	21	21	実人／月
共同生活介護	70	73	76	79	実人／月
施設入所支援	318	299	281	264	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

ア 共同生活援助・共同生活介護

- 利用者に対して家賃等の利用負担額の軽減や事業者に対する安定運営等の支援を引き続き、県と連携し実施していきます。

イ 施設入所支援

- 入所施設の利用状況を把握し、必要な居住の場の提供支援に努めます。

(4) 相談支援事業（個別給付支援事業）

障害のある人が地域で生活していくための課題は、ライフスタイルの変化に伴い、多様化しています。

そのため、様々な障害の特性や状況に配慮した相談支援及び関係機関・事業者と連携が図られるよう、地域自立支援協議会の支援のもと、指定相談支援事業者の体制整備に努めます。

サービス 事業名	サービス内容
計画相談支援	障害者（児）の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく計画的な支援をする。
地域移行支援	長期入院者等を中心に退院する者を対象として、住居の確保などの相談を支援する。
地域定着支援	地域移行後の常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因した緊急の事態に対する支援をする。

サービス名	23年度 (実績)	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
計画相談支援	6	32	65	130	実人／月
地域移行支援	—	15	24	30	実人／月
地域定着支援	—	9	14	18	実人／月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 様々な相談に対し適切な支援が展開できるよう、地域自立支援協議会を核とした相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、民間団体の相談業務従事者、関係機関等とのネットワーク化を早期にすすめ相談支援体制の構築に努めます。
- ケアマネジメントのスキルアップなど相談支援専門員の育成及び相談技術の向上を図るべく、千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援や地域自立支援協議会との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。
- サービス等利用計画の対象者の拡大に対応するため、指定特定相談支援事業者の新規参入の促進に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量及びその確保の方策

地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や実情、利用者の状況等に応じて柔軟な事業形態で実施する事業で、障害のある人が自立した日常生活、社会生活が送れるよう実施します。

〔必須事業〕

事業名		事業内容
相談 支援 事業	障害者相談支援	障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。
	地域自立支援 協議会	地域の相談支援事業を効果的に行うため、相談支援・サービス事業者、雇用など関係機関のネットワークを構築し、地域における障害のある人を支える仕組みづくりの中核的な役割を果たす協議機関です。
	成年後見制度 利用支援	権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要な知的障害のある人、精神障害のある人に対して、後見等の申立ての支援を行います。
	障害者生活支援	障害のある人やその家族等の就労・金銭管理・衣食住に関する特別な問題等を専門的職員により必要な支援を行います。
	相談支援機能強化	相談支援機関に、専門職（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、専門的な指導、助言等の支援を行います。
	居住サポート	地域での生活を希望する退院（退所）可能な障害のある人に賃貸住宅等の入居に必要な諸手続きに係る支援を行います。

コミュニケーション支援	聴覚、言語、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳・要約筆記などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。
日常生活用具給付等	重度障害のある人の日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付・貸与して日常生活を支援します。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加における外出等のための移動を個別に支援します。
地域活動支援センター	障害のある人に、通所により創作的活動又は生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに施設の類型に応じて各種の訓練等を行います。
支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。
支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
支援センターⅢ型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が、地域における障害のある人のために通所による援護事業を実施します。

(1) 相談支援事業

事業名	23年度	見込量 (箇所数・実施の有無)			単位
		24年度	25年度	26年度	
障害者相談支援事業	2	2	2	2	箇所
地域自立支援協議会	有	有	有	有	設置
基幹相談支援センター	無	無	有	有	設置
成年後見制度利用支援事業	20	24	27	30	箇所
障害者生活支援事業	1	1	1	1	箇所
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	設置
居住サポート事業	有	有	有	有	設置

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 様々な相談に対し適切な支援が展開できるよう、地域自立支援協議会を核とした相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を早期にすすめ相談支援体制の構築に努めます。
- ケアマネジメントのスキルアップなど相談支援専門員の育成及び相談技術の向上を目指し、千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援や地域自立支援協議会との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。
- 地域における相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置を目指します。
- 成年後見制度利用支援事業は、関係機関との連携を深め、制度・事業の周知を図るとともに、対象者の要件緩和等についても検討していきます。
- 精神障害のある退院可能な人の地域での生活移行促進に向け、

地域自立支援協議会や関係機関等と連携し、退院促進システムの構築を図り、居住サポート事業の充実に努めます。

- 居住サポート、成年後見制度利用支援、障害者生活支援等の事業を活用し、相談支援機能の充実に努め地域生活の支援を促進します。
- 障害者等に対する虐待の防止を図るため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等からなるネットワークの構築など虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。

(2) コミュニケーション支援事業

① 手話通訳者設置事業

事業名	23年度	見込量（年間実設置人数）			単位
		24年度	25年度	26年度	
手話通訳者設置事業	2	2	2	3	箇所

② 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

事業名	23年度	見込量（年間派遣件数）			単位
		24年度	25年度	26年度	
手話通訳者等派遣事業	956	960	960	960	件

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 引き続き、市役所に手話通訳者を設置し、聴覚等に障害のある人のコミュニケーション支援に努めます。
- 手話通訳者・要約筆記奉仕員を登録し、聴覚障害者からの依頼および市の関係する講演会・イベントへの派遣に努めています。今後とも、手話通訳者・要約筆記奉仕員の増員および技術の向上に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

種 目	具体的な種目の内容
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等の障害のある人の身体介護を支援するための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器、移動・移乗支援用具等の障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、通信、情報受信装置、ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字文書読み上げ装置等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具、紙おむつ等の障害のある人の排泄管理を支援するための衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活の環境整備を図るため、住宅の床の段差解消や手すりの設置等をするための改修費用

事業名	23年度	見込量（年間給付件数）			単位
		24年度	25年度	26年度	
介護訓練支援用具	37	50	55	60	件
自立生活支援用具	105	160	160	160	件
在宅療養等支援用具	54	65	70	75	件
情報・意思疎通支援用具	90	105	110	115	件
排泄管理支援用具	7,569	7,800	7,900	8,000	件
居宅生活動作補助用具	5	10	10	10	件

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 重度障害のある人の日常生活が円滑に行われるよう、事業内容の周知に努めます。

(4) 移動支援事業

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
移動支援事業	2,181	2,094	2,366	2,673	時間数/月
	174	171	193	218	実人/月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 障害のある人の地域生活や社会参加の促進を図るため、利用内容やサービス支給量の利用実態における適正化に努めます。
- サービス提供に必要な専門的資質の向上と人材確保等に係る体制整備を支援し、安定した質の高いサービス供給の確保に努めます。

(5) 地域活動支援センター

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
地域活動支援センターⅠ型	—	1	1	1	箇所
	—	12	15	18	実人/月
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	1	箇所
	331	345	345	346	実人/月
地域活動支援センターⅢ型	22	22	22	22	箇所
	331	340	345	350	実人/月

★ 見込量の確保・事業の充実のため

- 地域活動支援センター事業運営の安定化に配慮し引き続き支援していきます。

- 地域活動支援センターⅢ型から生活介護へ、又は就労継続支援B型への移行なども考えられます。新たな事業展開や運営基盤強化に対し支援していきます。

(6) その他事業／松戸市が独自に取り組む事業

① 福祉ホーム事業

住居を必要とする障害のある人に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、地域生活を支援します。

福祉ホームは、自立した地域生活を送るための生活の拠点であり、グループホームとともに今後も利用ニーズの把握に努めます。

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
福祉ホーム	1	1	1	1	箇所／年
	1	1	2	3	実人／月

② 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難なねたきりの身体に障害のある人に対し、その居宅に訪問し、入浴サービスの提供を行い、障害のある人の清潔保持、家族等介護者の負担軽減を図ります。

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
訪問入浴サービス	180	191	191	191	回／月
	33	35	35	35	実人／月

③ 更生訓練費給付事業

自立訓練、就労移行支援を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所し訓練を受けている人に対し、更生訓練費を支給し社会復帰の促進を図ります。

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
更生訓練費給付	5	2	2	2	実人／年

④ 知的障害者職親委託事業

知的障害のある人の雇用の促進と職場における定着を高め、自立更生を図るため、市長が認めた事業経営者(職親)に一定期間委託し、生活指導、技能習得訓練等を行います

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
知的障害者職親委託	4	4	3	3	実人／年

⑤ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、日常的に介護しているご家族の就労支援及び一時的な休息(介護負担軽減)を図ります。

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
日中一時支援	3,672	5,471	6,565	7,878	時間／月
	76	126	151	181	実人／月

⑥ 生活サポート事業

介護給付支給決定に至らないが支援の必要な障害のある人等の日常生活又は家事における支援を図るため、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、生活支援、家事援助等必要な支援を行います。

サービス名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
生活サポート	0	3	3	3	時間/月
	0	1	1	1	実人/月

⑦ 奉仕員養成研修事業

聴覚等に障害のある人の地域生活における自立支援のため、日常会話に必要な手話表現技術や要約筆記の技術を習得した奉仕員を養成します。

- 手話通訳奉仕員養成講座を実施することにより、手話通訳奉仕員を育成するとともに、登録手話通訳者を増員し派遣事業の充実を図ります。
- 要約筆記奉仕員養成講座の充実を図り、新たな要約筆記奉仕員を育成し、派遣事業の充実を図ります。

事業名	23年度	見込量（年間実人数）			単位
		24年度	25年度	26年度	
手話通訳奉仕員養成	31	30	30	30	実人/年
要約筆記奉仕員養成	12	20	20	20	実人/年

⑧ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体に障害のある人が、就労の機会拡大や社会参加のために自動車運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。

障害のある人が自立した生活をするために、自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成します。

事業名	23年度	見込量			単位
		24年度	25年度	26年度	
自動車運転免許取得助成	5	6	6	7	実人／年
自動車改造費助成	6	7	8	10	実人／年

V 計画の推進に向けて

1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

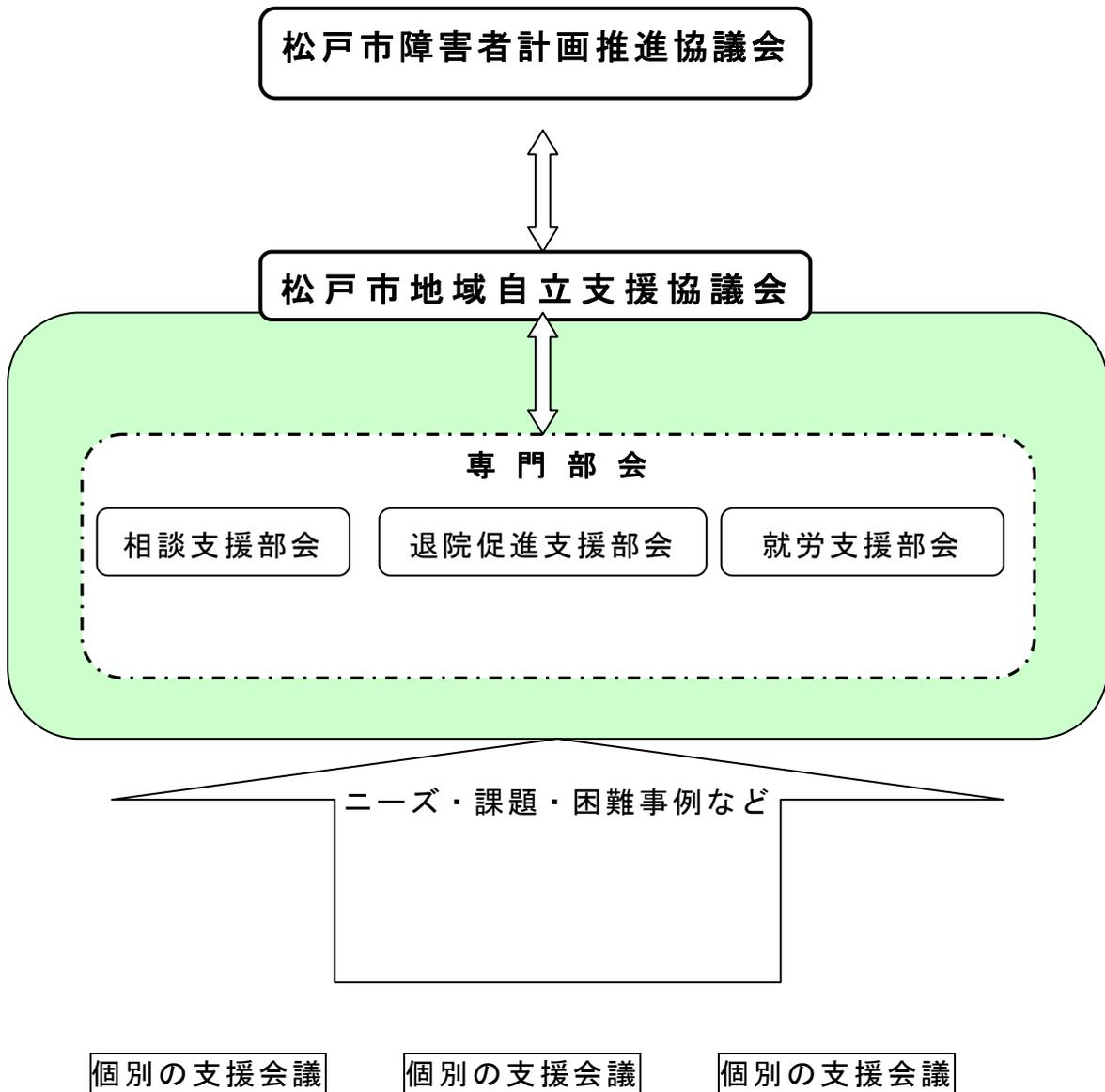
松戸市地域自立支援協議会は、相談支援をはじめとする障害福祉サービスのシステム創りに中核的役割を果たす協議の場として位置づけ、平成20年度に相談支援・就労支援・障害福祉サービス・保健医療・教育雇用・当事者関係など障害福祉に精通する関係者を構成員として設置しました。

協議会においては、相談支援部会や退院促進部会など体制づくりに必要な専門部会を立上げ相談支援体制の整備や精神障害のある人の退院促進に向けたシステムづくりなどの取り組みを行うなど、障害のある人の地域生活支援体制づくりの原動力となっています。

平成21年度には、就労支援部会を設置し、体制整備を図りました。

松戸市障害福祉計画の推進にあたり、地域自立支援協議会と連携し、官民協働による障害者支援体制の構築を図っていきます。

松戸市地域自立支援協議会の体系図



2 計画達成状況の点検及び評価

この計画の達成状況については、年度ごとに達成状況を点検し、障害者団体、障害福祉サービス事業従事者、学識経験者等で構成される「松戸市障害者計画推進協議会（障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会）」に対し障害福祉計画の進捗状況等の報告を行い、計画の評価・意見を求め、計画の推進に努めます。